

創刊号

2025

11

夷隅郡市広域市町村圏事務組合

広報 夷隅こういき

勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町



市町村名	人口			世帯数
	男	女	合計	
勝浦市	7,468	7,471	14,939	8,001
いすみ市	16,844	17,456	34,300	16,903
大多喜町	3,873	3,972	7,845	3,735
御宿町	3,278	3,508	6,786	3,672
計	31,463	32,407	63,870	32,311

※人口・世帯数は、令和7年8月末日現在（住民基本台帳人口（外国人含む。））

広報「夷隅こういき」発行にあたり

夷隅郡市広域市町村圏事務組合の運営につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただいております、心よりお礼申し上げます。

本組合は、行政サービスの効率化を図ることを目的とし、昭和47年8月に夷隅郡市1市5町の事務の一部を共同処理するために発足した特別地方公共団体であります。

主な共同処理事務として、平成2年より「夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部」による消防業務を開始し、本年4月からは、勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町の水道事業を統合し、新たに組合内に「水道局」を設置し業務を開始したところであります。

少子高齢化や人口減少が進む中であって、圏域の市町が連携・協力し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供と、共通する行政課題に対応するためにも、今後ますます広域行政は重要になるものと考えます。

この度、広報「夷隅こういき」を発行するにあたり、広域行政の目的や業務内容の紹介をさせていただき、広域行政に対するご理解と、各種事業に対しまして住民の皆様のご協力をお願い申し上げます。



令和7年11月

夷隅郡市広域市町村圏事務組合
管理者 太田 洋

組合が共同処理する主な事務

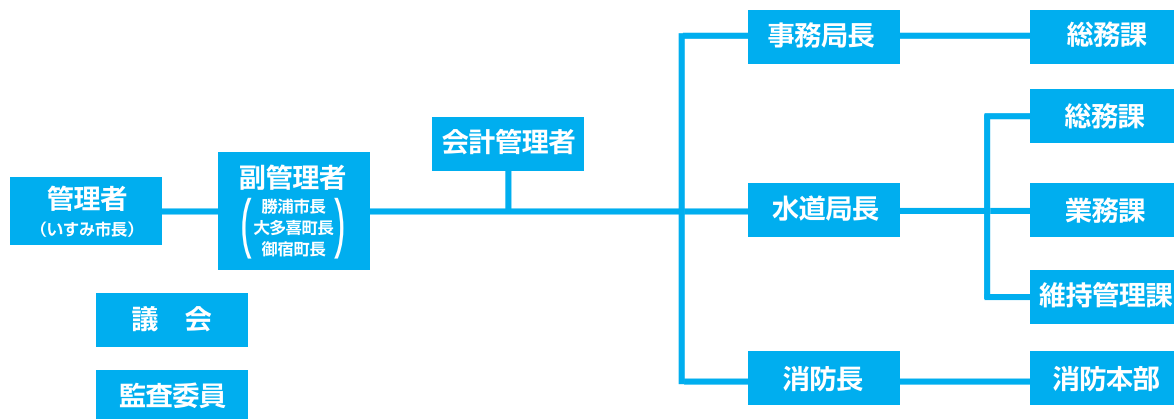
本組合は、夷隅郡市の事務の一部を共同処理するために設立された、特別地方公共団体です。勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町(以下「関係市町」)の、次のような事務を共同処理しています。



- ① 関係市町職員の共同研修
- ② 在宅当番医による休日診療業務及び病院群輪番制の運営
- ③ 福祉作業所の建設及び運営管理
- ④ 消防事務(消防団事務を除く)
- ⑤ 介護認定審査会の設置及び運営
- ⑥ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営
- ⑦ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の設置及び運営
- ⑧ 水道事業の経営

また、執行機関として、事務局・消防本部(各消防署・分署)・水道局があり、消防事務を消防本部、水道事業の経営を水道局、それ以外の事務を事務局が担っています。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合の執行機関



○議会

議員定数は12名で、関係市町の各議会議員から3名ずつ選出されます。任期は、関係市町の議員の任期となります。

○監査委員

監査委員は2名で、組合議員から1名、知識経験者を1名選任します。任期は、組合議員から選任した場合は組合議員の任期により、知識経験者は4年となります。

令和7年度当初予算

○一般会計予算の概要

令和7年度歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,586,440千円です。

(歳入)

区 分	(千円)
分担金及び負担金	2,190,368
使用料及び手数料	800
繰越金	20,000
諸収入	3,572
組合債	371,700
合 計	2,586,440

(歳出)

区 分	(千円)
議会費	523
総務費	107,904
民生費	28,274
衛生費	93,719
消防費	2,298,027
公債費	55,993
予備費	2,000
合 計	2,586,440

○水道事業会計予算の概要

収益的収入及び支出(水道水を供給するための予算)は、収入が3,380,905千円、支出が3,297,704千円です。
また、資本的収入及び支出(水道設備を整備するための予算)は、収入が598,550千円、支出が1,107,353千円です。

(収益的収入及び支出)

水道事業 収益	区 分	(千円)
	営業収益	2,017,780
	営業外収益	1,363,125
	合 計	3,380,905
水道事業 費用	区 分	(千円)
	営業費用	3,208,019
	営業外費用	77,685
	予備費	12,000
	合 計	3,297,704

(資本的収入及び支出)

資本的 収入	区 分	(千円)
	企業債	173,000
	負担金	2,201
	国庫補助金	211,330
	出資金	211,000
	その他資本収入	1,019
	合 計	598,550
資本的 支出	区 分	(千円)
	建設改良費	771,623
	企業債償還金	335,730
	合 計	1,107,353

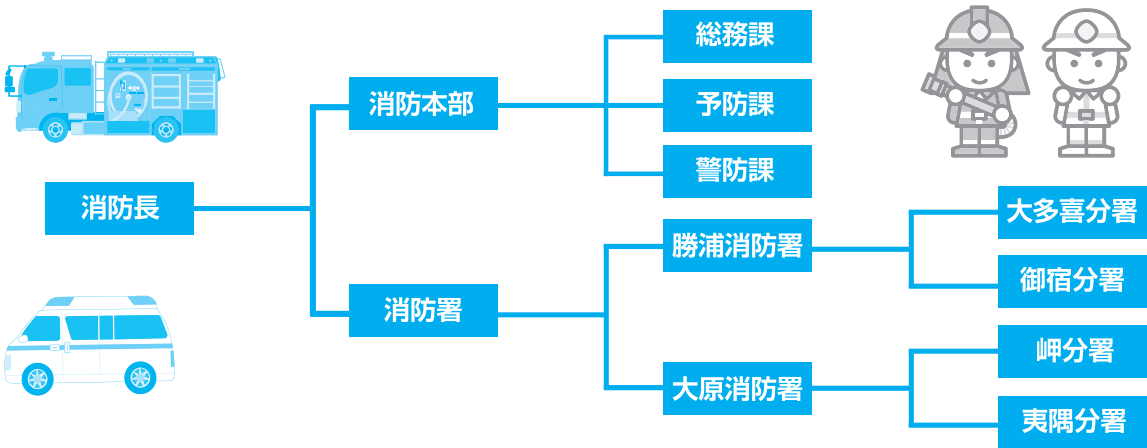
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、2消防署(勝浦・大原)、4分署(大多喜・岬・夷隅・御宿)を拠点として、管内面積406.18㎢、人口6.4万人の生命・身体・財産を約200名の消防職員で守っています。

消防の業務といえば、火災や救助現場への災害出動、病人やケガ人の応急処置・搬送を行う救急出動が中心となっていますが、そのほか火災予防のため、一定の面積のある店舗や工場などの事業所に消防用設備(自動火災報知機や消火器など)の設置・維持管理の指導を行う立入検査や、避難や消火器の取扱いの訓練指導、また、住民の方を対象とした心肺蘇生法やAED、応急処置を学ぶ救急講習会の開催などを行っています。

最近では、救急現場に消防車が出動することが増えてきていますが、これは救急隊だけでは迅速な搬送が困難と判断した場合、道路上などの事故現場で安全管理が必要と判断した場合、救急車の到着が遅れると判断した場合などに出动するためです。

これからも、住民の生命や財産を守るという消防の責務に応えるため、消防力の強化に努め、さまざまな消防需要の変化に対応していきます。



令和7年4月1日から勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町の水道事業を統合し、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局として水道業務を開始しました



夷隅広域水道局の業務紹介



総務課

緑の下の力持ち！
水道局の運営を支えます



総務課は、議会や条例、予算づくりなど安定的に事業を運営していくための総合的な調整を行っています。

業務課

お客様の「あたりまえ」を守る、水道の窓口



業務課は、水道の使用開始や中止、料金や検針など暮らしに身近な手続きを担当し、安心して水を使えるようにしています。

維持管理課

**水道施設の「健康」を守り
安全な水を届ける**



維持管理課は、浄水場で水をつくり、配水管や水質を管理しながら、毎日、安全で安心な水を届けています。

夷隅広域水道局へのお問い合わせ



0570-014332（ナビダイヤル）

【電話のかけ方（ナビダイヤルでの音声案内）】

お電話いただくと、まず音声案内が流れます。音声案内に従って、ご用件をお選びください。音声案内の途中でも操作が可能です。ご用件を選択するまで通話料金はかかりません。

平日の日中の場合

- 最初の音声案内でご用件をお選びください。
 - 水道の利用開始や中止についてのお問い合わせは『1』を
 - 料金についてのお問い合わせは『2』を
 - 水漏れについてのお問い合わせは『3』を
 - その他は『4』を
 - 音声案内をもう一度お聞きになる方は『9』を押してください。
- 次に、お住まいの地域に関する音声案内が流れますので、該当する番号を押してください。
 - いすみ市にお住まいの方は『1』を
 - 勝浦市、大多喜町、御宿町にお住まいの方は『2』を押してください。

平日の夜間・土日・祝日の場合

- この時間帯は、**道路での水漏れに関するお問い合わせのみ**を受け付けております。
 - 道路での水漏れで、いすみ市にお住まいの方は『1』を
 - 道路での水漏れで、勝浦市、大多喜町、御宿町にお住まいの方は『2』を
 - 音声案内をもう一度お聞きになる方は『9』を押してください。
- 自宅の敷地内で水漏れを発見した時は、水道局指定の水道工事店へ修繕の依頼をしてください。水道局指定の水道工事店は、以下のホームページ内の「指定給水装置工事事業者」をご覧ください。

【住所】 〒298-0124 いすみ市弥正88番地1

【開庁時間】 月～金曜日8:30～17:15（祝日・12/29～1/3を除く）

【ホームページ】 <https://www.isumi-kouiki.com/suido>